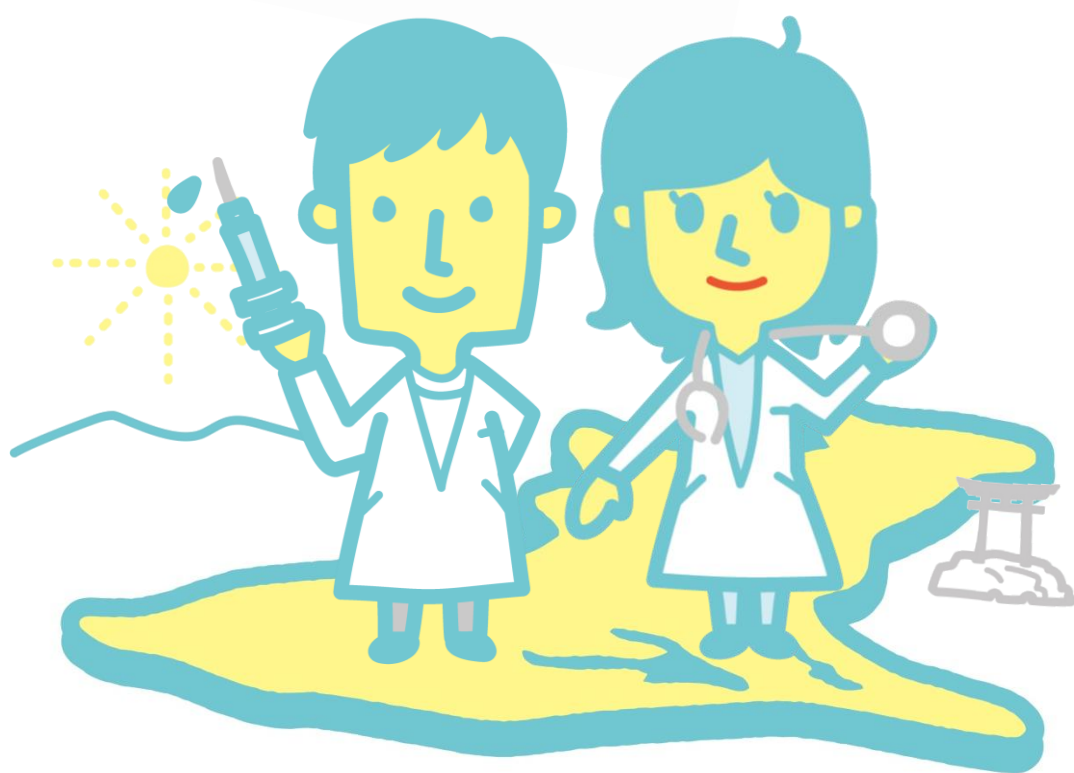


令和 9 年度入学者向け

茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 ガイドブック



令和 8 年 (2026 年) 8 月

茨城県保健医療部医療局
医療人材課医師確保グループ

修学資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和9年度入学者向けのガイドブックです。
- ①修学資金貸与制度の概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、卒後、返還が免除されるまで大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学資金貸与制度の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

・修学資金貸与制度の目的

医師が不足する地域に所在する医療機関等に将来勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図ります。

・修学資金の返還免除について

修学資金は、医師の免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、15ページ～18ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

・制度からの離脱について

本制度から正当な理由なく離脱し、県が本制度からの離脱に同意していない場合（不同意離脱※）は、不同意離脱者を採用した病院は、厚生労働省からの補助金が減額される場合があります。また、不同意離脱となった場合は、一般社団法人日本専門医機構の専門医の認定がなされないことになります。

なお、これは令和8年（2026年）8月現在の取扱いのため、今後変更となる場合があります。

※「不同意離脱」とは、離脱の事由が、退学、国家試験不合格、死亡などの理由により、医師として勤務することが不可能である場合は離脱に同意するが、それ以外の事由により離脱する場合は、原則として離脱に同意しないことを指します。

- 手続きについて不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金の概要	2
3	貸与申請について	3
	貸与申請に必要な書類	
4	在学中の異動と届出について	5
	定期的な届出、異動があった際の届出	
5	キャリア形成について	7
	キャリア形成卒前支援プラン、キャリア形成プログラム、イメージ図	
6	マッチングについて(R8 年度の場合)	9
	事前マッチング	
7	修学資金の返還猶予等について	11
	猶予、認定専門研修	
8	修学資金の返還免除要件等について	15
	当然免除、裁量免除、結婚協定、臨床研修の義務履行期間、	
	卒後に従事する医療機関	
9	修学資金の返還について	19
10	【参考】セミナー出席状況の医療機関への情報提供について	20

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 医療機関

病院、診療所及び保健所をいいます。

○ 医師不足地域

県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域のこと、入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が適用されます。

○ 指定従事医療機関等

医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関をいいます（条例第11条第1項第5号）。

○ 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため平成24年4月に本センターを設置しました。

高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援、相談・助言を行います。

○ 修学生

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生をいいます。

○ 修学生医師

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け、従事義務を履行中の医師をいいます。

○ 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要な研修として知事が認定したものをいいます（条例第12条第2号）

2 修学資金の概要

この修学資金は、将来、知事が指定する医療機関において、医師の業務に従事しようという意思のもと、茨城県地域枠として入学する方に対して貸与するもので、医師の免許を取得後直ちに、知事の指定する医療機関で9年間勤務（臨床研修期間を含む）した場合に、返還を免除します（9年のうち臨床研修修了後の7年間で4.5年以上の期間は医師不足地域※内に勤務）。

※ 入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が適用されます。

項 目	地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）	
		【全国対象】
概 要	医師不足地域の医療機関への勤務意思を有する者に県の面接及び地域枠設置大学※にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与。 ※筑波大学/東京医科大学/東京科学大学/杏林大学/日本医科大学/北里大学/帝京大学/順天堂大学/昭和医科大学/日本大学/獨協医科大学/近畿大学	
貸与条件	県内高校卒業者又は県内居住の方の子	筑波大学/東京医科大学/東京科学大学/帝京大学/順天堂大学/昭和医科大学/日本大学/獨協医科大学/近畿大学の出願資格を満たす方
貸与額	国立大学 月額 20 万円 （年 240 万円/6 年計 1,440 万円） 私立大学 月額 25 万円 （年 300 万円/6 年計 1,800 万円）	
貸与期間	正規の修学期間（最大 6 年間）	
初期研修先	県内の医療機関に限る	
勤務先の決定	茨城県（修学生希望等を尊重し、従事する医療機関を個別に指定）	
返還免除	知事が指定する医療機関で9年間勤務 （9年のうち臨床研修修了後の7年間で4.5年以上の期間は医師不足地域内に勤務）	
利 息	年 10%	
返還額（見込み）	月額 20 万円の方：修学資金 1,440 万円＋利息約 430 万円＝約 1,900 万円 月額 25 万円の方：修学資金 1,800 万円＋利息約 540 万円＝約 2,400 万円	
義 務	1 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。 3 医師免許取得後は、医師不足地域における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指定する医療機関において茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。	

3 貸与申請について

○ 貸与決定までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第3号)にて通知します。

入学後に下記の書類を提出し、6年間の貸与契約を結ぶこととなります(2年生以降は5ページ「4 在学中の異動と届出について」の書類を提出することとなります)。

○ 入学時の4月に提出が必要な書類一覧

対象者	提出書類
新規貸与者(1年生)	(1) 修学資金貸与申請書 (2) 大学の在学証明書(貸与を受ける年度のもの) (3) 修学資金貸与契約書4部 (4) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) (5) 口座振替依頼書 (6) 連絡先確認書 (7) 誓約書

○ 修学資金の貸与

修学資金は毎年5月末に1年間分を貸与しています。

—貸与申請 Q&A—

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 申請者が未成年の場合は、2名の保証人のうち1名は申請者の法定代理人(親権者等)でなければなりません。

保証人となる2名は、原則、生計が別でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。

Q3 修学資金の振り込みは何日ごろ行われますか。

A3 5月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)

12ヶ月分を一括でご入金いたします。

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

(1) 定期届出

2年生以降は、以下の書類を毎年度4月に届け出てください。

- ・成績証明書(貸与を受ける年度に発行したもの)
- ・大学の在学証明書(貸与を受ける年度のもの)
- ・連絡先確認書

(2) 異動届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届(様式第5号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第17号)
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき(様式第18号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第19号)
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第20号)
- ・復学したとき(様式第21号)

— 申請・届出 Q&A —

Q1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第17号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A3 休学届を提出してください。(様式第20号)

なお、休学期間中は修学資金の貸与を停止します。

Q4 留年しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A4 留年届を提出してください。(様式第 20 号)

なお、留年期間中は、修学資金の貸与を受けるかどうか選択できます。

<留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

留年期間中に貸与を希望しなかった場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

①留年期間中に修学資金の貸与を希望した場合

当初の契約期間(6年間)						契約期間 終了
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与不可

②留年期間中に修学資金の貸与を希望しなかった場合

当初の契約期間(6年間)						追加契約
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

<休学のため、留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

休学等により貸与の停止を受けた場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

当初の契約期間(6年間)						追加契約
1年生	2年生	3年生 (休学)	3年生 (休学による留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与	貸与

5 キャリア形成について

○ キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用について

地域医療支援センターでは、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。修学生は、大学在学中は、このキャリア形成卒前支援プランの適用を受け、セミナーや個別面談などの支援事業に参加していただきます。

また、医師免許取得後、地域医療支援センターの策定したキャリア形成プログラムの中から、臨床研修修了時を目安に具体的なコースを選択することとなります。当該プログラムにおける各コースのうち、実際に派遣される医療機関は、毎年度各プログラム責任者と相談しつつ、本人の希望を最大限尊重した上で、地域医療対策協議会での協議を経て決定します。

○ 在学中のイメージ

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
修学生	個別面談・セミナー等				マッチング の説明	マッチング

○ 卒後の勤務イメージ（地域内：医師不足地域、地域外：医師不足地域外）

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生 医師	臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修			
	県内		地域内		地域外	地域内		地域外	

※キャリア形成プログラムは、地域医療支援センターホームページ等で公開しています。なお、プログラムの新設又は変更の際には、修学生の意見を聴取します。

—キャリア形成 Q&A—

Q1 キャリア形成卒前支援プランとは何ですか。

A1 地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として策定する計画です。例年夏と春に1回ずつ実施する病院見学を中心としたセミナーや、年末に全修学生・修学生医師等が集まり交流する「修学生の集い」などを実施しています。

入学の際に誓約書を提出いただいている参加必須のセミナーとなっているため、セミナー等の参加状況は臨床研修のマッチング時に医療機関へ情報提供されることとなっています。

Q2 キャリア形成プログラムとは何ですか。

A2 修学生医師の診療科や就業先となる医療機関等の希望を最大限尊重しつつ作成する、今後勤務する医療機関の派遣計画です。

なお、実際に派遣される医療機関は、毎年度各プログラム責任者と相談しつつ、本人の希望を踏まえた上で、地域医療対策協議会での協議を経て決定します。

Q3 地域医療対策協議会とは何ですか。

A3 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は、地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

6 マッチングについて

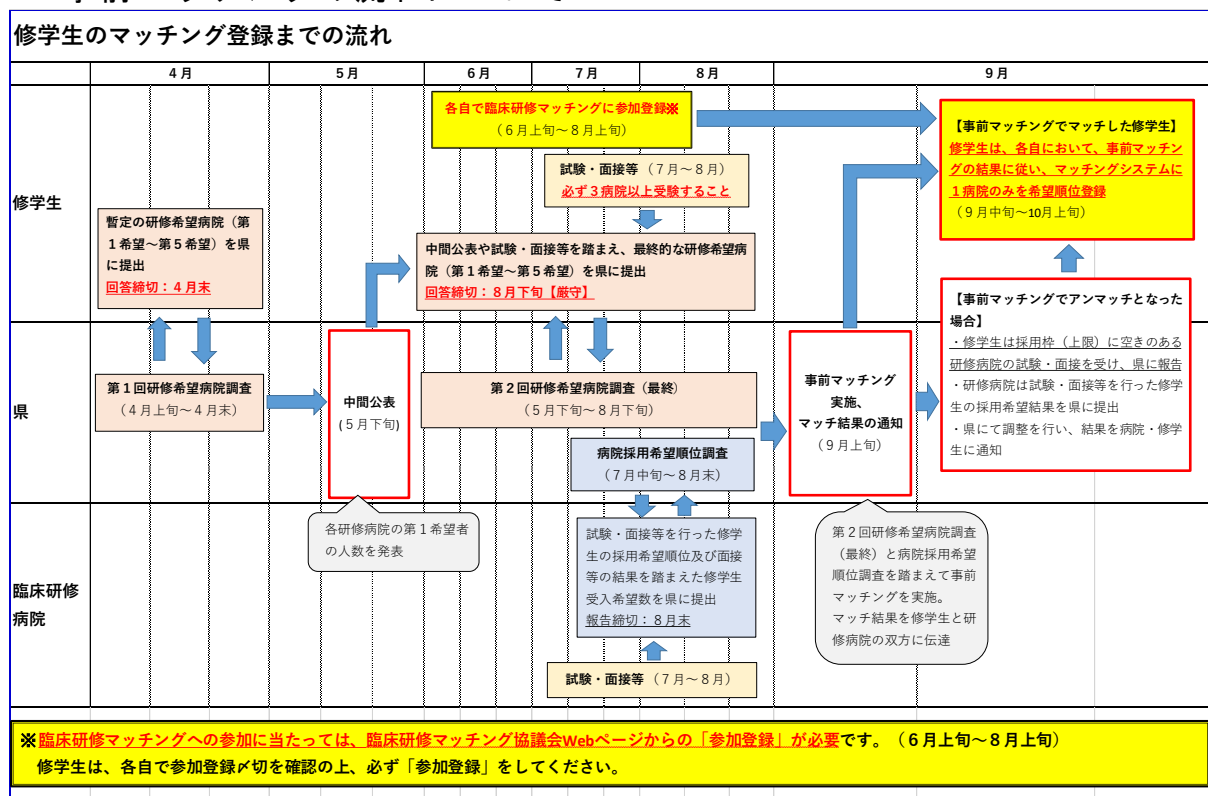
1 臨床研修マッチングにおける修学生事前マッチングについて

修学生が確実に県内臨床研修病院にマッチングできるようにするため、医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングの前段として、修学生だけを対象とした事前マッチングを実施しています。

2 臨床研修病院の修学生採用枠(上限)について

県内臨床研修病院は、それぞれ修学生採用枠(上限)を設けています。これは各病院の希望によるものであり、枠数は毎年度見直しを行います。

3 事前マッチングの流れについて



—マッチング Q&A—

Q1 事前マッチングではどのようにマッチする病院が決まるのですか。

A1 修学生の研修希望病院及び臨床研修病院の採用希望順位に基づき、医師臨床研修マッチング協議会のマッチングと同じアルゴリズムで、修学生と臨床研修病院の組合せを決定します。

茨城県医師臨床研修連絡協議会や県の恣意的な調整が入ることはありません。

Q2 医師臨床研修マッチング協議会への参加登録は必要ですか。

A2 マッチング協議会への参加登録を行わない場合、マッチングへの参加はできません。なお、参加登録は、マッチング協議会の Web ページから修学生自身が行う必要があります。

ID 及びパスワードは大学から配付されますので、必ず登録期限までに登録してください。

Q3 希望する臨床研修病院の採用面接・試験を受ける上で気をつけることはありますか。

A3 各臨床研修病院の募集要項を確認の上、申込みを行ってください。

事前マッチングを行う関係上、各臨床研修病院は 8 月末頃までに修学生の採用希望順位を決定しますので、複数の面接・試験日がある場合は事前マッチングの日程を考慮した面接・試験日を選択してください。

7 修学資金の返還猶予等について

○ 修学資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から1月以内に修学資金に利子を加えて全額を一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます(①及び⑤を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
①修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき	大学の医学を履修する課程に在学している期間	第12条第1号 様式第9号
②県外で認定専門研修を受けている場合	知事が必要と認めた期間	第12条第2号 様式第8号の6
③大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※医療機関への勤務の形態に応じ、猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する期間	第12条第3号 様式第9号
④医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由がある場合(海外留学等)	<u>知事が必要と認めた期間</u>	第12条第4号 様式第9号
⑤災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第12条第5号 様式第9号

○ 「知事が必要と認めた期間」について

②認定専門研修について(第12条第2号様式第8号の6)

出身大学の附属病院の専門研修プログラム等に登録し、県外医療機関で複数年勤務をする場合等も「認定専門研修」として認めます。この場合に、県外での勤務期間は従事期間に算入しない(猶予扱い)こととします。

認定専門研修（※）に係る猶予期間は、基本領域取得に必要な最低限の期間を上限とします。

なお、義務履行中に転科した場合や複数の専門医資格取得（ダブルボード）の場合でも、猶予期間の上限は1領域分のみとします。

各診療科の基本領域取得に必要な最低限の期間は、以下のとおりです。

【各診療科の基本領域取得に必要な最低限の期間】

最低限の 研修期間	基本領域
3 年	内科、小児科、精神科、外科、産婦人科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、リハビリテーション科、総合診療
4 年	整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、形成外科
5 年	皮膚科

④特に必要であると認められる事由がある場合（第12条第4号）

海外留学や県外勤務（認定専門研修を除く）を行う場合をはじめとして、特段の事情がある場合は、個別にご相談いただいたうえで、猶予の可否を判断します。

ただし、猶予できる期間は⑤災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合について（条例第12条第5号）の(D)非常勤勤務をしている場合、(E)健診医等として勤務している場合と合算で最大4年間です。

⑤災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合について（条例第12条第5号）

(A) 疾病により休業している場合

猶予できる期間は、原則として 3年間を上限とします。

※医師の診断書等の提出が必要

(B) 育児休業している場合

勤務先で育児休業がみとめられている期間を猶予とします。

(C) 介護、看護をしている場合

猶予できる期間は、原則として 90日間を上限とします。

※常時介護を必要とする者の介護であり、他に介護する者がいないことが要件

(D) 非常勤勤務をしている場合

常勤換算した義務履行年数が1年に満たない場合、差分を猶予とします。（猶予できる期間は、④特に必要であると認められる事由がある場合(第12条第4号)、

(E) 健診医等として勤務している場合と合算で最大4年間）

※非常勤勤務に関する基本的な考え方は、本書16ページ「非常勤勤務の取扱いについて」をご確認ください。

(E) 健診医等として勤務している場合

当該医師として勤務している期間は、原則として猶予とします。

(猶予できる期間は、④特に必要であると認められる事由がある場合（第12条第4号）、(D) 非常勤勤務をしている場合と合算で最大4年間)

※健診医等としての勤務に関する基本的な考え方は、本書17ページ「健診医等としての勤務の取扱いについて」をご確認ください。

猶予の取扱いについて（まとめ）

根拠条文	事由	猶予期間
第12条第1号	①修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学に在学しているとき	在学中の期間
〃第2号	②県外で認定専門研修を受けているとき	基本領域取得に必要な最低限の期間
〃第3号	③大学院に在学しているとき	大学院に在学する期間
〃第4号	④医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき（海外留学や②に該当しない県外勤務など）	海外または県外で留学・勤務している期間等（★）
〃第5号	休業している場合	⑤災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき
		⑥疾病のとき
		⑦育児のとき
	いずれかの医療機関で勤務している場合	⑧介護・看護のとき
		⑨非常勤勤務のとき
		⑩健診医等として勤務しているとき
		常勤換算した年数が1年に満たない場合に、差分を猶予とする（★）
		当該医師として勤務している期間は、原則として猶予とする（★）

※★を合算した期間の上限は4年間とする。

※各種猶予期間のカウントは、令和9年度から開始（令和8年度までの実績は計上しない）

—返還猶予等 Q&A—

Q1 医師になってから海外留学はできますか。

A1 できます。修学資金返還猶予申請書(様式第9号)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金の返還を猶予することができます。

Q2 事故や病気でしばらく医師として働けません。修学資金を返還しなければならないのでしょうか。

A2 修学資金の返還を猶予できる可能性があります。修学資金返還猶予申請書(様式第9号)及び働けない理由を証明する書類(診断書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金返還を猶予することができます。

8 修学資金の返還免除要件等について

○ 修学資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①～③のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が免除されます。

① 次のア及びイに該当する場合(条例第13条第1項第1号)

ア 医師の免許を取得後、県内の医療機関において臨床研修を受け、引き続き指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。

イ 次の(a)と(b)の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、(a)の期間修了後、(b)の期間で(a)+(b)の期間を合算した期間の1/2以上の期間を医師不足地域における医療機関で従事すること。

(a) 臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては2年)

(b) 指定従事期間医療機関等での従事期間

【6年間貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
(a) 臨床研修 ※修了に要した期間が2年を超える場合にあっては2年		(b) 指定従事医療機関等で医師の業務に従事 (b)のうち4.5年以上の期間は医師不足地域)						

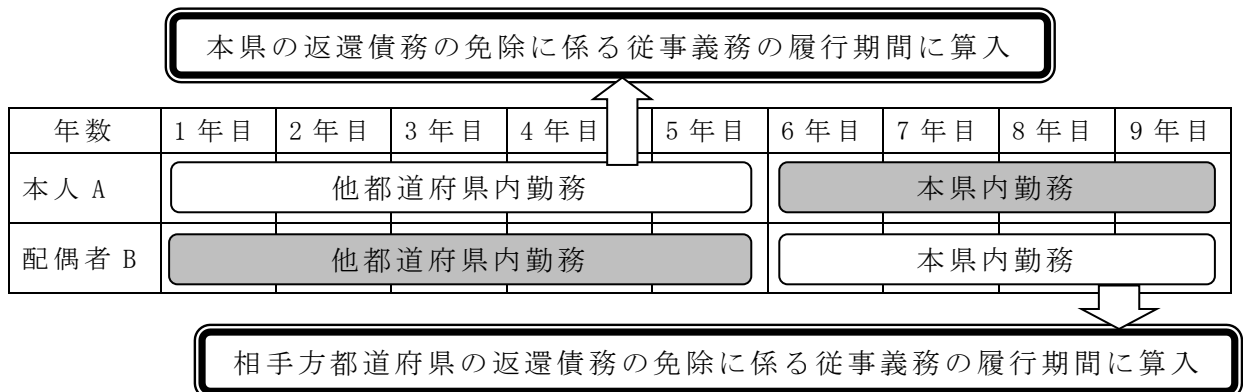
② 他都道府県の修学生との婚姻による特例を受ける場合であって、次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第13条第1項第2号)

ア 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻し、いわゆる結婚協定にもとづく指定従事医療機関及び他県の指定医療機関に勤務する期間の指定を受けていること。

イ 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き、指定期間を指定従事医療機関及び他県の指定医療機関において医師の業務に従事したこと。

ウ (a) (臨床研修の修了に要した期間) + (b) (指定従事医療機関又は他県の指定医療機関において指定期間を医師の業務に従事した期間) の期間が修学資金の貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間に達したときであって、(a) の期間修了後、(a) + (b) の期間を合算した期間の 1/2 以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(例) 茨城県の修学生 A と他都道府県の修学生 B が結婚する場合



- ③ ①、②の場合における (a) と (b) を合計した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

< 非常勤勤務の取扱いについて >

① 基本的な取扱いについて

義務履行として認める勤務形態は、週 31 時間以上の常勤勤務を原則とします。

※勤務する医療機関での雇用形態が常勤であったとしても、週 31 時間に満たない場合、義務履行の計算上は「非常勤」として扱います。

非常勤勤務については、非常勤勤務とならざるを得ない相当の理由があり、勤務時間や本人の意思等を確認した上で、最終的に義務を満了できる見込みがある場合に限り、義務履行に換算します。

(例) ケガや疾病により常勤勤務が難しい場合など

② 義務履行への換算方法

非常勤勤務を義務履行に換算するにあたっては、週当たりの勤務時間に応じ、月ごとに下表のとおり計上します。

【週当たりの勤務時間の換算について】

週当たりの勤務時間	義務履行期間
28 時間以上～31 時間未満	0.9 か月
25 時間以上～28 時間未満	0.8 か月
22 時間以上～25 時間未満	0.7 か月
19 時間以上～22 時間未満	0.6 か月
15 時間以上～19 時間未満	0.5 か月

12 時間以上～15 時間未満	0.4 か月
9 時間以上～12 時間未満	0.3 か月
6 時間以上～9 時間未満	0.2 か月
3 時間以上～6 時間未満	0.1 か月

※勤務時間は実労働時間ではなく、労働契約上の勤務時間とします。（労働契約書等により確認します。）

※複数の医療機関で非常勤勤務する場合、義務履行への換算は医療機関ごとに行います。

※月ごとの義務履行への計上は合計で1か月を上限とし、上限を超える場合は、医師不足地域内での勤務実績を優先して計上します。

（例）医師不足地域内の医療機関で週9時間（0.3か月分）

＋医師不足地域外の医療機関で週25時間（0.8か月分）の場合

→医師不足地域内0.3か月分

＋医師不足地域外0.7か月分（合計1か月分）を義務履行に計上

※各年度でそれぞれ義務履行に換算した月数が12か月に満たない場合は、その差分は猶予として取り扱います。

（例）週15時間勤務を1年間実施の場合 → 義務履行6か月 猶予6か月※

※猶予可能な年数の基本的な考え方は、本書11ページ「7 修学資金の返還猶予等について」をご確認ください。

< 健診医等としての勤務の取扱いについて >

健診医、産業医、美容医等としての勤務は、原則として従事義務履行の算定対象外とし、猶予として取り扱います。

※猶予可能な年数の基本的な考え方は、本書11ページ「7 修学資金の返還猶予等について」をご確認ください。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。（条例第14条）

- ① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- ② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・修学資金返還当然免除事由発生届（様式第12号）
- ・業務従事証明書（様式第13号）

(2) 返還債務の裁量免除

- ・修学資金返還裁量免除申請書（様式第16号）
- ・裁量免除に該当することを証する書類

—返還免除要件 Q & A—

Q1 修学資金を6年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の1.5倍のため9年となります。そのうち、臨床研修修了後の7年間で4.5年以上の期間については、医師不足地域の医療機関等において医師の業務に従事する必要があります。

Q2 医師免許取得後の臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。

A2 医師免許取得後2年間の臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 マッチングについて参照」

Q3 全額免除に必要な期間を県内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A3 修学資金返還当然免除事由発生届(様式第12号)などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学資金返還免除申請書が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定(承認)通知書(様式第14号)を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書(様式第13号)で従事期間を確認します。

Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

9 修学資金の返還について

○ 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

<返還事由と具体例>

返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第 11 条第 1 項第 1 号】 【条例第 8 条】	①退学したとき ②事故等で心身を故障し、修学継続の見込がなくなったとき ③学業成績が著しく低下したとき ④本人が貸与を辞退したとき ⑤死亡したとき など
(2) 医師免許が取得できなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 2 号】	2 回以内(大学を卒業してから 1 年 6 か月以内)の受験で、医師免許が取得できなかったとき
(3) 臨床研修を県外で実施 【条例第 11 条第 1 項第 3 号】	県内の臨床研修病院で臨床研修を受けなかったとき
(4) 臨床研修を県内医療機関以外で修了 【条例第 11 条第 1 項第 4 号】	県内の臨床研修病院で臨床研修を修了しなかったとき
(5) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関以外で勤務 【条例第 11 条第 1 項第 5、6 号】	知事の指定する県内医療機関で医師の業務に従事しなかった、または従事しなくなったとき
(6) 臨床研修修了後の医師不足地域での従事期間が、修学資金の貸与を受けた期間の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満 【条例第 11 条第 1 項第 7 号】	臨床研修修了後の医師不足地域内での医療機関での勤務期間が、貸与期間の 3/2 のうち、1/2 (通常 4.5 年) に達しないとき
(7) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 11 条第 1 項第 8 号】	結婚協定で定められた医療機関で従事しなかったとき
(8) 医師免許取得後、死亡または心身の故障による業務従事不可 【条例第 11 条第 1 項第 9 号】	死亡、心身の故障により、臨床研修、またはその後の医師の業務ができなくなったとき

※返還事由の発生が見込まれる場合は、速やかに県地域医療支援センター（茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ ss）までご連絡ください。

平成 31 年（2019 年）4 月 18 日

< 参考 >

茨城県修学生 各位

茨城県地域医療支援センター長

修学生セミナー出席状況等の臨床研修病院への情報提供について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当センター主催のサマーセミナー、修学生の集い、スプリングセミナーについては、応募時にも誓約いただいているとおり、修学生の出席を義務づけております。

つきましては、今年度から、下記のとおり、マッチングの対象となる修学生の出席等の情報を県内臨床研修病院へ提供することといたしましたので、ご了解願います。

記

1 情報提供する内容

当該年度のマッチング対象修学生の、セミナー等への出席状況及び欠席に係るレポートの提出状況

※ただし、平成 29 年度以降のサマーセミナー、修学生の集い、スプリングセミナーの情報に限ります。

2 情報提供先

県内の基幹型臨床研修病院（20 病院） ほか

3 情報提供する時期 ss

毎年 6 月頃を予定

※茨城県医師臨床研修連絡協議会総会において資料として提供します。

4 その他

平成 29 年度以降に開催されたセミナー等にやむを得ず欠席した修学生で、現在までに提出していないレポートがある方は、早急に作成し、**5 月 8 日（水）までに**下記あてメールにて、必ず提出願います。

※これまでも複数回にわたり提出の連絡をしてきたことから、今回の締切りに遅れた場合は、「未提出」として扱いますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部医療局医療人材課
医師確保グループ 担当：大貫（真）

TEL：029-301-3191 FAX：029-301-3194

MAIL：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp



お医者さんの人生も、
おだいに。